

保護者の皆様

立川市教育委員会

学校給食に起因する食中毒事件に対する補償手続きについて（ご案内）

3月14日から17日まで開催いたしました本件に関する説明会につきましては、多くの保護者の方にご参加いただき、ありがとうございました。説明会におきまして、教育委員会からはお詫びと経過の説明等をさせていただきました。また、(株)東海屋からはお詫びとともに、被害を受けられた皆様へ対して同社が責任をもって補償に応じるとの説明がありました。

(株)東海屋の補償の内容は、大きく分けて①通常損害（通院治療費、通院交通費、慰謝料）と②特別損害（通常損害以外の損害、入院、休業損害、二次感染、付添費等）となっております。

そこで、学校や児童にご負担をかけず迅速な対応を図るため、これまで学校を通じて把握できた嘔吐等の発症した児童（3月3日現在）のご家庭に対して立川市教育委員会から直接、(株)東海屋の関係書類をご送付いたします。

また、この他のご家庭には本事案の補償に関する教育委員会の問い合わせ窓口や(株)東海屋のコールセンターの連絡先を明記したご案内を別途送付させていただきますので、児童の嘔吐等の症状のご報告もれや二次被害等に関してお問い合わせがございましたら、連絡くださるようお願い申し上げます。

いずれにしましても、学期末となりますので春休みに入ってから各ご家庭へご案内させていただきますので、ご理解の程よろしくようお願い申し上げます。

当ご案内に関する問い合わせ先 〒190-8666
立川市泉町 1156-9
立川市教育委員会事務局
教育部教育総務課庶務係
電話 042-523-2111 内 2464, 2465